

小田原市体育施設条例等の一部改正について

1 背 景

本市スポーツ施設は、条例、規則、審査基準及び処分基準などに基づき管理及び運営を行っていますが、城山庭球場における使用料の還付基準の見直しなどにより、施設利用者の利便性の向上を図るため、小田原市体育施設条例等の一部を改正するものです。

2 改正する条例等

- (1) 小田原市体育施設条例
- (2) 小田原市体育施設条例施行規則
- (3) 小田原市総合文化体育館条例施行規則
- (4) 小田原市体育施設の使用許可の制限（審査基準）
- (5) 小田原市体育施設使用料の減免（審査基準）
- (6) 小田原市総合文化体育館の使用許可の制限（審査基準）
- (7) 小田原市総合文化体育館の利用料金の減免（審査基準）
- (8) 小田原テニスガーデンの使用許可の制限（審査基準）
- (9) 小田原テニスガーデンの利用料金の減免（審査基準）
- (10) 学校施設開放利用団体の登録（審査基準）
- (11) 小田原市総合文化体育館の使用許可の取消し等（処分基準）
- (12) 小田原市総合文化体育館の入館の退場命令（処分基準）
- (13) 小田原テニスガーデンの使用許可の取消し等（処分基準）
- (14) 小田原テニスガーデンの入場の制限（処分基準）

3 改正内容

- (1) 主に城山庭球場では、天候やコート不良を理由とする場合に限り使用料を還付していますが、小田原テニスガーデンにおいては、2日前までに申請することにより、使用者の都合による使用許可の変更又は取消しに対しても利用料金の還付を認めていることから、城山庭球場における使用料の還付基準を小田原テニスガーデンにおける利用料金の還付基準に合わせるものとします。

【改正対象】小田原市体育施設条例

- (2) 城山陸上競技場と城内弓道場において、共用利用時の券売機利用や使用料前納の際に、申請に係る手続きを省略することができる旨を明確化します。また、使用料を還付する際の基準を明確化します。

【改正対象】小田原市体育施設条例施行規則

- (3) 利用料金の還付について、指定管理者が特に必要があると認めるときの還付基準を明確化します。（フィットネススタジオや研修室等において、使用者の都合による使用許可の変更又は取消しを認めた場合の還付の基準を明記します。）

【改正対象】小田原市総合文化体育館条例施行規則

- (4) 施設の使用許可に関する審査基準のうち、宗教法人が主催することを理由に使用を許可しないことができる旨の基準を削除します。

【改正対象】小田原市体育施設の使用許可の制限（審査基準）

小田原市総合文化体育館の使用許可の制限（審査基準）

小田原テニスガーデンの使用許可の制限（審査基準）

- (5) 利用料金の減免基準において免除の対象とされている団体のうち、存在が確認できない「小田原市子供会連合会」に代えて、市子ども若者部青少年課が事務局を務める「小田原市子ども会連絡協議会」を免除の対象とします。

【改正対象】小田原市体育施設使用料の減免（審査基準）

小田原市総合文化体育館の利用料金の減免（審査基準）

小田原テニスガーデンの利用料金の減免（審査基準）

- (6) 宗教法人が主催することを理由に施設の使用許可を取り消すことができることとする基準を削除します。

【改正対象】小田原市総合文化体育館の使用許可の取消し等（処分基準）

小田原テニスガーデンの使用許可の取消し等（処分基準）

- (7) 宗教法人が主催することを理由に入館拒否や退場を命令することができることとする基準を削除します。

【改正対象】小田原市総合文化体育館の入館の退場命令（処分基準）

小田原テニスガーデンの入場の制限（処分基準）

- (8) 審査基準において用いる用語を「学校施設開放」から「スポーツ開放」に改めます。また、利用団体の登録に係る審査において一定の日数を要するため、標準処理期間を「即日」から「5日」に改めます。

【改正対象】学校施設開放利用団体の登録（審査基準）

- (9) その他2の条例等の規定等の整備を行います。

4 施行年月日（予定）

令和8年（2026年）4月1日